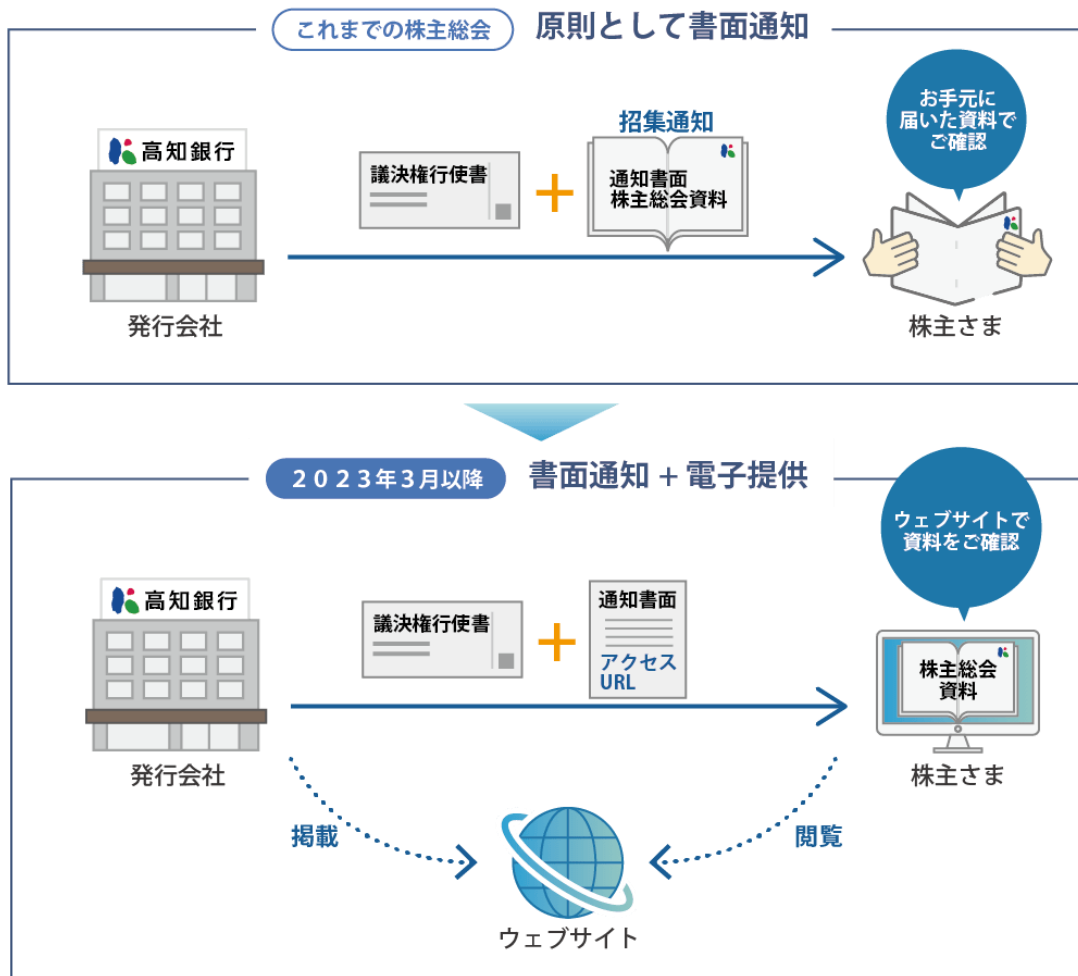


株主総会資料の電子提供制度について

会社法の改正に伴い、2023年3月以降に開催される株主総会から、株主総会資料をホームページなどのウェブサイトに掲載する方法により、適法に株主さまに提供したものとする「株主総会資料の電子提供制度」がすべての上場会社に導入されます。なお、**株主さまによるお手続きは不要です。**



◆変更となる株主さまあて送付物の内容

株主総会開催時期		これまで	2023年3月以降
招集通知	通知書面の記載内容	① 総会日時 ② 場所 ③ 目的事項（議案など） ④ 議決権の行使方法	① 総会日時 ② 場所 ③ 目的事項（議案など） ④ 議決権の行使方法 ⑤ 株主総会資料を確認するためのURL
	株主総会資料の確認方法	お手元に届いた資料でご確認	ウェブサイトで資料をご確認

2023年3月以降開催の株主総会では、通知書面をもとにウェブサイトへアクセスすることで、株主総会資料を閲覧のうえご確認いただくこととなります。

株主総会資料の主な記載内容	①株主総会参考書類 ②事業報告 ③計算書類・連結計算書類 ④監査報告書
---------------	--

◆株主総会資料の書面交付を希望される株主さまへ

2023年3月以降開催の株主総会では、原則、株主さまへ株主総会資料を送付いたしません。

そこで、インターネットを利用することが困難な株主さまや、今まで通り、株主総会資料のご郵送を希望される株主さまは、「書面交付請求」をお申し出いただくことで、株主総会資料を書面でお受取りいただけます。

「書面交付」とは	これまで通り、株主総会資料一式を書面にて送付することを指します。
書面交付請求の受付開始日	2022年9月1日
書面交付請求の受付期限	株主総会の基準日 ※直近の基準日にお手続きが間に合わなかった場合は、その次の基準日における株主総会から書面交付が開始されます。
書面交付請求の申出先	お取引のある証券会社または当行の株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）

【三井住友信託銀行株式会社】

<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/kaisyahou>

専用コールセンター 0120-533-600

（受付時間 9：00～17：00 土・日・祝日および12/31～1/3を除く）

以上